

1. 保安検査時期延長可能なタンク

- (1) 容量が1万KL以上の第2段階基準、第1段階基準又は新法タンクで、政令第8条の4第2項第1号イに掲げる特定屋外タンク貯蔵所は、タンク腐食防止等の状況により第1段階基準又は新法タンクで最長13年、新基準タンクで最長10年まで保安検査時期を延長することができる。
- (2) 容量が1万KL以上の第1段階基準及び新法タンクで、政令第8条の4第2項第1号ロに掲げる特定屋外タンク貯蔵所は、「底部の板の厚さ」及び「1年当たりの腐食による減少量」を「連続板厚測定方法」を用いて測定し、その減少量がある一定の基準を満たしているものについて、安全性の程度に応じて、最長15年まで保安検査時期を延長することができる。(ただし、第1段階基準適合届出後、最初の保安検査には適用なし)
- (3) 上記(1)、(2)のいずれにも該当する特定屋外タンク貯蔵所にあつては、(1)又は(2)に定める期間のうちいずれか長い期間とする。

2. 保安のための措置等の確認方法

保安のための措置(規則第62条の2の2)の確認及び上記1.(2)に係る次回保安検査時期の算定の方法については、危険物保安技術協会の特定屋外タンク貯蔵所の個別延長に係る技術援助を受けて確認すること。

3. 保安検査時期延長申請方法

保安検査延長承認申請は、貯蔵タンク1基毎に申請すること。

4. 添付図書

添付図書は、危険物保安技術協会の特定屋外タンク貯蔵所の個別延長に係る技術援助審査報告書一式を添付すること。

5. 記載要領

記載要領については、第2編(P61~P65)を参照すること。
提出部数は、2部提出すること。